

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第29号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年11月9日 20時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市黒島北東方沖 黒島港沖防波堤東灯台から真方位060° 2,000m付近 (概位 北緯33° 09.38' 東経129° 32.80')
事故等調査の経過	平成27年4月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ^{りき} 力丸、18トン NS2-23121（漁船登録番号）、有限会社山口水産 第292-43042号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、黒島北東方沖において、両舷主機を回転数毎分2,000として東進中、平成26年11月9日20時00分ごろ右舷機が停止した。 船長は、右舷機を始動させたが、いつもと違う運転音であったので右舷機の運転を中止し、本船は左舷機のみでの運転で佐世保市相浦港に帰った。 右舷機は、帰港後、機関修理業者が点検したところ、潤滑油こし器のエレメントに金属粉が詰まり、2番シリンダのクランクピン軸受に焼付きを生じていることが判明し、クランク軸及び2番シリンダ連接棒等を交換するなどの修理が行われた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	右舷機は、本インシデント発生の約1か月前、船長が潤滑油を交換し、その際に潤滑油こし器のエレメントも交換されていたが、約3週間たった頃、潤滑油こし器の出入口の差圧警報ランプが点滅することが何回かあり、機関修理業者により潤滑油こし器差圧センサーの交換が行われたが、潤滑油こし器のエレメントは交換されていなかった。 右舷機は、本インシデント発生時、潤滑油量及び冷却水量とも通常のレベルであった。
分析 乗組員等の関与	不明

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし</p> <p>本船は、黒島北東方沖を東進中、右舷機2番シリンダのクランクピン軸受の潤滑が阻害されたことから、同軸受が焼き付いて右舷機が運転できなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>右舷機2番シリンダのクランクピン軸受の潤滑が阻害された状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、黒島北東方沖を東進中、右舷機2番シリンダのクランクピン軸受の潤滑が阻害されたため、同軸受が焼き付いて右舷機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潤滑油こし器の差圧警報が出た場合は、同こし器を開放してエレメントの汚れの状態を確認すること。